# 政務調査費のしおり

(平成20年度改訂版)

滋賀県議会事務局

	次
••••	~ ~

1	政務調査費の交付制度	1
2	条例の解釈	3
3	交付および収支報告に関する流れ	1 0
4	使途基準	1 2
5	留意事項	1 4
	(1) 政務調査費の交付を受けるには	
	(2) 会派に異動や解散があったときは	
	(3) 議員の職を離れたときは	
	(4) 政務調査費の使途は	
	(5) 政務調査費の充当額について	
	(6) 使途項目別の留意点	
	(7) 収支報告書の記入方法は	
	(8) 支出証拠書類について	
	(9) 証拠書類の整理方法について	
	(10) 中間審査の実施について	
	(11) 収支報告書および証拠書類の写しの提出について	
	(12) 会計帳簿の調製は	
	(13) 収支報告書の閲覧および情報公開は	
	(14) 任期満了に伴う改選時の交付等は	
6	収支報告書の記入例(議員)	2 2
7	領収書等の添付様式の記入例	2 8
8	支払証明書の記入例	3 2
9	支出整理簿の記入例	3 3

## [付]

各届出等様式		3 6
滋賀県政務調査費の交付に関する条例		5 1
滋賀県政務調査費の交付に関する規程		5 3
地方自治法(抄)・公職選挙法(抄)	***************************************	5 4

## 1 政務調査費の交付制度

#### (1) 制度の趣旨

地方分権が進展する中で、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大し、議会が担う役割はますます重要なものとなっています。

このような中で、議会の活性化、審議能力の強化を図るためには、議員の 調査活動基盤の充実強化が必要不可欠であるとの観点から、地方自治法に政 務調査費の交付制度が設けられました。

この政務調査費は、議会における会派または議員に対し、議会の活性化、議員の調査研究に資するため、必要な経費の一部として交付するものです。

#### (2) 制度の経緯

地方議員の活動基盤の充実については、かねてから全国都道府県議会議長会をはじめ関係団体から強く要望されており、滋賀県議会においても平成11年6月定例会において「県議会議員の活動基盤強化のための地方自治法の所要の改正を求める意見書」が決議されておりました。

結果、「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 12 年 5 月 24 日成立、同月 31 日公布)が、平成 13 年 4 月 1 日に施行されることとなりました。

これを受けて、「滋賀県政務調査費の交付に関する条例」(以下、説明の中では「条例」といいます。)が平成13年2月定例会において議員提案され、可決成立し、平成13年4月1日から施行されました。

また、使途の透明性を高めるため、平成17年12月定例会においては、1万円以上の支出について(平成18年度交付分から)、さらに平成20年9月定例会においては、すべての支出について(平成21年度交付分から)、収支報告書提出の際に、領収書等の証拠書類の写しの添付を義務付ける条例改正が行われました。

#### 根拠法

地方自治法第 100 条

- 第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- 第15項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

## 2 条例の解釈

-- (趣旨) -

第1条 この条例は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第100条第14項 の規定による政務調査費の交付ならびに同条第15項の規定による政務調査 費に係る収入および支出の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

本条例は、政務調査費の交付や交付対象である滋賀県議会の会派および議員(第2条参照)における収入・支出、閲覧等の事務を適正に行うために制定されました。

#### - (政務調査費の交付対象)

第2条 政務調査費は、滋賀県議会の議員(以下「議員」という。)の調査研究に資するため必要な経費の一部として、滋賀県議会の会派(2人以上の議員により構成されるものをいい、政治資金規正法 (昭和23年法律第194号第3条第2項に規定する政党に所属する議員1人により構成され、かつ、当該政党の名称をその呼称として用い、または表示するもの(議会において当該議員以外に当該政党に所属する議員がいる場合を除く。)を含む。以下同じ。)および議員に対し、交付する。

本条は、議員の調査研究に必要な経費の一部として、政務調査費を「会派」および「議員」に対して交付することを規定しています。

「会派」の定義は、本県「議会運営に関する先例的申合せ事項」の規定に準じています。

#### ・(会派および会派に所属する議員に係る政務調査費)

- 第3条 会派および会派に所属する議員(月の初日に会派に所属している者に限る。以下「所属議員」という。)に係る政務調査費の総額は、所属議員1 人当たり月額30万円とする。
- 2 会派は、前項に規定する所属議員1人当たりの月額を会派に配分する額と 所属議員に配分する額に一律に区分するものとする。
- 3 会派に係る政務調査費は、前項の規定により会派に配分する額として区分した額に所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。
- 4 所属議員に係る政務調査費は、第2項の規定により所属議員に配分する額 として区分した額を所属議員に対し交付する。
- 5 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡もしくは除名、議員の所属会派からの脱会もしくは除名または議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の第1項に規定する政務調査費の交付

については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、または会派が解散した場合も同様とする。

6 第3項に規定する所属議員の数の計算については、同一議員について重複 して行うことができない。

本条は、会派および会派に所属する議員に対して交付される政務調査費の額および積算基準等について規定しています。

第1項で、会派および会派に所属する議員に係る政務調査費の総額を、所属議員1人当たり月額30万円と規定しています。

第2項で、会派は所属議員1人当たり月額30万円を会派に配分する額と所属議員に配分する額に一律に区分するものと規定しています。

第3項および第4項で、会派に対しては、会派に配分する額として区分した額に所属 議員の数を乗じて得た額を、所属議員に対しては、所属議員に配分する額として区分し た額を交付することを規定しています。

第5項は、月の途中で議員でなくなった場合や、月の途中において所属議員の減少・ 会派の異動等があった場合でも、当該月はこれらの事由が生じなかったものとみなし、 政務調査費が交付されることを規定しています。なお、「月の初日」は「月の途中」に 含まれません。

#### 一 (会派に所属しない議員に係る政務調査費)

- 第4条 会派に所属しない議員(月の初日に会派に所属していない者に限る。 以下この条において同じ。)に係る政務調査費は、議員1人当たり月額20万円とし、当該議員に対し交付する。
- 2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡もしくは除名、議員の所属会派への入会または議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の前項に規定する政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

本条は、会派に所属しない議員(無所属議員)に対して交付される政務調査費の額および月の途中における議員の身分の異動等があった場合の取扱いについて規定しています。

第1項で、月額20万円の政務調査費を交付することを規定しています。

第2項は、月の途中で議員でなくなった場合や、新たに会派へ入会した場合でも、当該月はこれらの事由が生じなかったものとみなし、政務調査費が交付されることを規定しています。なお、月の初日の場合の取扱いは第3条第5項の規定と同様です。

#### - (会派の届出) ----

- 第5条 議員が会派を結成したときは、代表者および政務調査費経理責任者ならびに第3条第2項に規定する会派に配分する額および所属議員に配分する額を定め、当該会派の代表者は、別に定める様式による会派結成届を滋賀県議会の議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。
- 2 会派結成届の内容に異動が生じたときは、当該会派の代表者は、別に定める様式による会派異動届を議長に提出しなければならない。
- 3 会派を解散したときは、当該会派の代表者は、別に定める様式による会派 解散届を議長に提出しなければならない。

本条は、会派に係る届出義務を規定しています。

第1項で、「会派結成届」(代表者、経理責任者および政務調査費の配分額の定め) を議長に提出することを規定しています。

第2項では、会派結成届の内容(名称、代表者、経理責任者、政務調査費の配分額および所属議員)に異動が生じた場合、「会派異動届」を議長に提出することを規定しています。

なお、会派結成時に定めた政務調査費の配分額は、当該任期中、原則として変更は認められません。 (平成 20 年 9 月 9 日 各会派代表者会議において確認)

第3項は、会派を解散したときに「会派解散届」を議長に提出することを規定しています。

なお、それぞれの届出の様式は「滋賀県政務調査費の交付に関する規程」(以下、説明の中では「規程」といいます。)において定められています。

#### - (会派等の通知) -

- 第6条 議長は、前条第1項の規定により会派結成届のあった会派および政務 調査費の交付を受ける議員について、毎年4月5日までに、別に定める様式 により知事に通知しなければならない。
- 2 議長は、年度の途中において、会派結成届、会派異動届もしくは会派解散 届が提出されたとき、または議員の異動が生じたときは、速やかに別に定め る様式により知事に通知しなければならない。

本条は、会派および議員について、議長から知事へ通知することを規定しています。 第1項で、政務調査費の交付を受ける会派および議員について毎年度はじめに通知することを規定しています。

第2項では、年度途中に異動等が生じた場合、その内容を知事に通知することを規定しています。

(政務調査費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知を受けた会派および議員について、政 務調査費の交付の決定を行い、当該会派の代表者および議員に通知しなけれ ばならない。

#### (政務調査費の請求および交付) ---

- 第8条 会派の代表者および議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その翌日)までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、または一般選挙 もしくは補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充または再選挙による 場合を含む。)は、知事は、会派結成届が提出された日または任期開始の日 の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、当月)分以降の当該一 四半期に係る政務調査費を当該会派または当選議員に対し、その請求により 交付するものとする。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、当月)の末日までに、当該会派に既に交付した政務調査費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額を下回るときは知事は当該下回る額を追加して当該会派に対しその請求により交付し、当該会派に既に交付した額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務調査費の額を上回るときは当該会派の代表者は当該上回る額を返還しなければならない。
- 5 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、 当該消滅した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、当月) 分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。
- 6 議員は、一四半期の途中に辞職、失職、死亡もしくは除名または議会の解 散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月 (その日が月の初日であるときは、当月)分以降の政務調査費を速やかに返 還しなければならない。
- 7 知事は、前3項の規定の適用がある場合には、会派または議員に対し、返還を命ずることができる。

本条は、政務調査費の請求および交付、一四半期途中における異動の際の取扱いについて規定しています。

第1項および第2項では、会派代表者および議員は、政務調査費を四半期毎に請求すること、知事は請求に基づいて交付することを規定しています。

第3項は、四半期の途中において会派の結成あるいは議員となった場合、当該事由が 生じた翌月(その日が月の初日であるときは、当月)から政務調査費を交付することを 規定しています。従って、任期満了に伴う改選に当たる年度の第1四半期については、 4月分と5,6月の2カ月分とに分けて請求および交付を行うこととなります。

第4項は、四半期の途中において会派の所属議員に異動が生じた場合の取扱いについて、所属議員が増えたときは追加交付し、減ったときは返還する旨を規定しています。 第5項および第6項は、四半期の途中における会派の消滅あるいは議員でなくなった 場合の取扱いについて、当該事由が生じた翌月(その日が月の初日であるときは、当月) 分以降の政務調査費を返還する旨を規定しています。

#### - (政務調査費の使途) -

第9条 会派および議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない

本条の使途基準については、規程の別表において会派および議員それぞれの使途基準を示しています。

#### (収支報告書)

- 第10条 会派の代表者および議員は、政務調査費に係る収入および支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別に定める様式により年度の終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 2 会派の代表者は、会派が消滅したときは、前項の規定にかかわらず、当該 会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別に定める様式により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員は、任期満了、辞職、失職もしくは除名または議会の解散により議員でなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別に定める様式により議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 4 前3項の収支報告書には、政務調査費による支出に係る領収書その他証拠書類の写し(以下「証拠書類の写し」という。)を添付しなければならない。

本条は、収支報告書の提出について規定しています。

第1項は、収支報告書を年度終了日の翌日から30日以内に議長に提出するよう規定しています。通常4月30日までに提出することとなります。

第2項および第3項は、年度の途中において会派が消滅した場合あるいは議員でなくなった場合、事由の発生した日の翌日から 30 日以内に収支報告書を議長に提出するよう規定しています。

従って、任期満了に伴う改選の年度の収支報告書は、4月1カ月分を通常5月29日までに、5月から翌年3月までの11カ月分を4月30日までに提出することとなります。

第4項は、収支報告書提出の際に、政務調査費による支出に係るすべての領収書その 他証拠書類の写しを添付することを義務づけるものです。

#### -(議長の調査) ―

第11条 議長は、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、政務調査 費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行うものとする。

本条は、会派の代表者および議員から収支報告書が提出されたとき、必要に応じて議長が調査を行う旨規定しています。

#### ・(政務調査費の返還) -

- 第12条 会派または議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額 から、当該会派または議員がその年度において行った政務調査費による支出 (第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除し て残余があるときは、当該残余の額に相当する額を速やかに返還しなければ ならない。
- 2 知事は、前項の規定の適用がある場合には、会派または議員に対し、返還を命ずることができる。

本条は、交付された政務調査費に残余が生じた場合、その残余を返還することを規定しています。

なお、利息が発生した場合は収入に加えることとし、交付額と利息の合計額から支出の総額を差し引いて、残余がある場合はその額を返還することとなります。

(収支報告書等の保存および閲覧) ―

- 第13条 第10条の規定により提出された収支報告書および証拠書類の写し (以下「収支報告書等」という。)は、議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- 3 議長は前項の規定に基づく請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号) 第6条の非公開情報を除き、閲覧に供するものとする。

本条は、会派および議員から提出された収支報告書等を5年間保存するとともに、第2項では、保存されている収支報告書等については、何人も議長に対し、閲覧請求できることを規定しています。また第3項では、閲覧に際しては、滋賀県情報公開条例第6条の非公開情報(個人情報等)を除くことを規定しています。

本県では、会派および議員の収支報告書等を議会図書室に備え付けており、通常5月31日(任期満了に伴う改選の年度の4月分の収支報告書等は6月29日)から閲覧が可能となります。

·(委任) —

第14条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付ならびに政務調査費 に係る収入および支出の報告に関し必要な事項は、議長の定めるところによ る。

本条に基づき、届出(会派結成、異動、解散)、請求書、収支報告書等の様式や使途 基準、証拠書類の整理保管、収支報告書の閲覧について規程が制定されています。

## 3 交付および収支報告に関する流れ

#### (1) 会派

会派の届出(条例第5条:様式第1号)

会派代表者および政務調査費経理責任者ならびに条例第3条第2項に規定する会派に配分する額および所属議員に配分する額を定め、会派結成届を議長へ提出

知事への通知(条例第6条:様式第4号)

議長は、会派結成届のあった会派を毎年4月5日までに知事に通知

JL

交付決定(条例第7条)

知事は、通知を受けた会派について交付決定を行い、会派代表者に通知

J\_\_\_

· 請求(条例第8条:様式第5号)

会派代表者は、毎四半期の最初の月(4月、7月、10月、1月)の10日までに当該四半期分を 請求

I\_L

交付(条例第8条)

知事は、請求を受け速やかに政務調査費を交付

- 収支報告書(条例第10条:様式第7号および別紙)

会派の代表者は、年度の終了日の翌日から起算して30日以内(4月30日まで) に、すべての支出にかかる証拠書類の写しを添付した収支報告書を議長に提出

議長の調査(条例第 11 条)

議長は、収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行う

JL

残余の返還(条例第12条)

会派は、政務調査費に残余があるときは速やかに返還

J

収支報告書等の保存(条例第13条)

提出された収支報告書等は、議長において5年間保存

للل

・収支報告書等の閲覧(条例第 13 条、規程第8条) -

何人も議長に対し閲覧を請求することができる

収支報告書等(すべての支出にかかる証拠書類の写しを含む)の提出期限の翌日から起算して30日後の翌日(5月31日)から閲覧開始

#### (2)議員

- 知事への通知(条例第6条:様式第4号) 議長は、政務調査費の交付を受ける議員を毎年4月5日までに知事に通知 交付決定(条例第7条) 知事は、通知を受けた議員について交付決定を行い、議員に通知 - 請求(条例第8条:様式第6号) 議員は、毎四半期の最初の月(4月7月10月1月)の 10 日までに当該四半期分を請求 J 交付(条例第8条) 知事は、請求を受け速やかに政務調査費を交付 JL - 収支報告書(条例第10条:様式第8号および別紙) 議員は、年度の終了日の翌日から起算して30日以内(4月30日まで)に、すべ ての支出にかかる証拠書類の写しを添付した収支報告書を議長に提出 J - 議長の調査(条例第 11 条) 議長は、収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行う 残余の返還(条例第12条) 議員は、政務調査費に残余があるときは速やかに返還 - 収支報告書等の保存(条例第 13 条) 提出された収支報告書等は、議長において5年間保存 II

- 収支報告書等の閲覧(条例第13条、規程第8条) 何人も議長に対し閲覧を請求することができる

収支報告書等(すべての支出にかかる証拠書類の写しを含む)の提出期限の翌日から起算して30日後の翌日(5月31日)から閲覧開始

## 4 使途基準

政務調査費は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部(条例第1条)として交付されるものであり、使途基準に従い使用しなければならない(条例第9条)と規定されており、その使途基準は規程(第5条)で定められています。

## (1) 会 派

項目	内容
調査研究費	会派が行う県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに 調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研 修 費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費ならびに他団体が 開催する研修会、講演会等への所属議員および会派が雇用する職員 の参加に要する経費 (会場費、機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	会派における各種会議に要する経費 (会場費、機材借上費、資料印刷費等)
資料作成費	会派が行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、原稿料等)
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経 費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広 報 費	会派が行う議会活動および県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙、報告書等印刷費、送料、交通費等)
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

## (2) 議 員

項目	内容
調査研究費	議員が行う県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに 調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員および議員の雇用する 秘書等の参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費 (会場費、機材借上費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が行う調査研究のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経 費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広 報 費	議員が行う議会活動および県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙、報告書等印刷費、送料、交通費等)
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

## 5 留意事項

## (1) 政務調査費の交付を受けるには

#### ○会 派

会派を結成したときは、条例第5条に規定のとおり、会派結成届(様式第1号) を議長に提出することとなっています。会派結成届は、議員の任期満了に伴う改 選後および新しい会派を結成された場合に、早急に議長あて提出してください。

#### ○議 員

議員が政務調査費の交付を受けようとするときは、特に届出の必要はありません。交付を辞退しようとするときは、議長が知事に通知する4月5日までに書面 (様式は自由)により辞退する旨を議長に届け出ることが必要です。

交付決定が行われたあとで交付を辞退することは、公職選挙法で禁止されている「寄附の禁止」に抵触する可能性があります。

※会派および議員に対する政務調査費の交付は、口座振替により行いますので、振 込口座を事務局に届け出てください。また、口座を変更されたときは、速やかに 事務局に届け出てください。

## (2) 会派に異動や解散があったときは

会派結成届の内容(名称、代表者、経理責任者および所属議員等)に異動があったときは、会派異動届(様式第2号)を議長に提出することとなっています。

このうち所属議員に異動があったときは、追加交付されること(増えたとき)、 返還しなければならないこと(減ったとき)があります。

会派が解散したときは、会派解散届(様式第3号)を議長に提出することとなっています。このとき翌月分(解散の日が月の初日の場合は、当月分)以降の政務調査費を返還するとともに、解散の日の翌日から30日以内に収支報告書等を議長に提出することとなっています。なお、任期満了に伴う会派の消滅については、解散届を提出する必要はありません。

## (3) 議員の職を離れたときは

議員が議員の職を離れたときは、翌月分(その日が月の初日の場合は、当月分) 以降の政務調査費を返還するとともに、職を離れた日の翌日から 30 日以内に収支 報告書等を議長に提出することとなっています。

## (4) 政務調査費の使途は

使途基準は条例第9条および規程第5条に定められており、下記に係る経費は政 務調査費の対象外となります。

- ○政党活動に属する経費
  - ・党大会への出席
  - ・政党(支部を含む)活動
  - ・政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷および発送料
  - ・ 政党組織の事務所の設置維持経費 (人件費を含む)
  - · 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ○選挙活動への支出
  - ・各種選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ等作成
  - ・選挙関係に係る経費、選挙活動
- ○後援会活動への支出
  - ・後援会活動のための経費
  - ・後接会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷および発送料
  - 後援会主催の報告会等の開催経費
- ○私的経費への支出
  - · 慶弔餞別費等
    - 例) 病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の経費、 慶弔電報、年賀状の購入または印刷等の経費
  - ・冠婚葬祭の出席
    - 例) 葬儀、祝賀会、結婚式、祭り等
  - 宗教活動
    - 例) 檀家総代会、報恩講、宮参り、会費等
  - ・観光、レクリエーション、私用用務等による旅行
    - ・親睦会、レクリエーション等のために使用する経費
    - ・団体等に対する会費
      - 例) 町内会費、婦人会費、スポーツクラブ費、商工会費、 ライオンズクラブ、ロータリークラブ等会費

会派に交付された政務調査費を一律に会派所属議員に配分することはできません。

会派の調査研究活動を所属議員が分担して実施することに対して必要な経費を 会派が議員に支弁することは可能です。

#### (5) 政務調査費の充当額について

#### ①実費支出の原則

- (ア) 調査研究活動は議員の自発的な意志に基づき行うものですから、調査研究 に要した費用の実費を支出することが原則です。
- (イ) ただし、調査研究のために自家用車を使用した場合の交通費(ガソリン代)にあっては、実費の把握が困難であること等から、一つの方法として、一定の基準で支出することができます。 (県職員の旅費規程を準用して20円/kmとします。) なお、距離は各自の実測によること。また、この支出は政務調査費支払証明書により各自が証明することとなります。 (支払証明書については(9)②を参照)

また、ガソリン代の領収書等を証拠書類として政務調査費から支出することも、実費の原則に反するものではないことから、この方法をとることもできます。ただし、この場合は、ガソリン代のすべてが政務調査活動のためのものとは考えがたいことから、<u>使用実態に合わせて按分することが必要となります。</u>

(注) 実費の支出が原則ですが、例えば調査研究のための宿泊費、交通費等の額および内容は、社会通念上許容される範囲内のものであることが必要です。

#### ②按分による支出

- (ア)調査研究活動とその他の各種活動との明確な分割が困難な場合は、<u>按分により調査研究活動に要した経費部分を算定して政務調査費から支出することとしてください。</u>
- (イ) この按分の方法の考え方は、下記の考え方を参考としてください。

(例1:事務所費(光熱水費を含む))

調査研究活動以外の業務と併用されている場合は、調査研究活動従事時間数(概数)、使用領域(概数面積)等により按分してください。

(例2:人件費)

事務所職員が他の活動にも従事している場合は、調査研究活動に従事する平均 時間、日数等により按分してください。

## (6) 使途項目別の留意点

#### (調査研究費)

県の事務および地方行財政に関する調査研究ならびに調査委託に要する経費(他 府県の先進事例の調査、研究者等への研究調査委託等)

※実費を充当することが原則です。

交通費:実費(自家用車を利用した場合は、@20円/kmで算出する)

宿泊費:実費。ただし、社会通念上高額な宿泊費は望ましくありません。

日 当:実費充当が原則であるため、望ましくありません。

その他:自家用車を利用した場合、ガソリン代、通行料および駐車料金は可能 ですが、車検等維持管理費にかかる経費は充当できません。

#### ※不適切な事例

- ・挨拶やテープカットのみの行事の出席にかかる経費
- ・飲食を主目的とする懇談会
- ・兼務している他団体の業務(理事会、役員会、総会)
- ※委託については、委託金額、具体的な委託業務等が明確である契約書を作成し、 成果物も証拠書類と同様に保管することが適当です。なお、契約書および成果 物は、証拠書類として提出していただく必要はありません。

#### (研修費)

研修会、講演会等の参加および開催に必要な経費 (会場費、機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)

#### (会議費)

地域懇談会等の開催に必要な経費(会場費、機材借上費、資料印刷費等) ※食糧費について

公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食、その他法令等の制限 に抵触する事項に充当することは適しません。

#### (資料作成費・資料購入費)

調査研究のための資料作成および図書・資料等の購入に要する経費 (印刷製本費、原稿料、書籍購入費、新聞雑誌購読料等)

#### (広報費)

議会活動および県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙、折込費、送料、交通費等)

※県政の現状や問題点を住民に知らせ、住民の意見や要望を引き出す手段、例 えば、広報に"意見をお寄せください"等を書いておくことが適当です。 (後援会の会報は対象外です。)

#### (事務所費)

事務所の賃借料、光熱水費等が対象です。

- ※自家用車の維持管理費と同様に、事務所の維持管理費(修繕費等)は対象となりません。
- ※後援会事務所等と併用されている場合は、経費を按分してください。
- ※事務所を賃借している場合は、賃借料・賃借物件・賃借期間等が明確である 契約書を作成することが適当です。

#### (事務費)

調査研究にかかる事務遂行に必要な経費

(事務機器、通信機器の購入費、消耗品費、通信費等)

- ※備品について
  - 一般的に事務机や本棚、資料保管ロッカー、ファックス等は可能であると考えます。ただし、豪華な応接セット、絵画、書等の室内装飾品等は対象外です。
- ※後援会事務所等と併用されている場合は、経費を按分してください。

#### (人件費)

調査研究活動を補助する職員の雇用のための経費

- ※後援会事務所等の事務と兼務されている場合は、経費を按分してください。
- ※親族の雇用は疑義をもたれる恐れがあります。
- ※雇用者の住所・氏名、雇用期間、勤務場所、業務内容、賃金(時給・日給) 等が明確である契約書を作成し、出勤簿など勤務時間・勤務日数等(勤務実態)が確認できる書類を整備しておくことが適当です。

#### (7) 収支報告書の記入方法は

収支報告書は、収支報告(様式第7,8号)の別紙として「主な支出の内容」と併せて議長に提出することとなっています。

収支報告書には、会派および議員が政務調査活動のために支出したすべての額を記載する必要はなく、また、必ずしも交付額(収入額)と支出の合計額を一致させる必要はありません。

しかし、交付額(収入額)よりも支出合計額が少なく、残余が生じた場合は、残余額を返還しなければなりません。

なお、「主な支出の内容」については、記入例を参考に、可能な限り、各項目の主な支出内容とともに支出額を記載の上、提出してください。

## (8) 支出証拠書類について

## ①支出証拠書類の提出義務

条例第 10 条第 4 項の規定により、<u>政務調査費によるすべての支出について、</u> 領収書その他の証拠書類の写しの提出が義務付けられております。

なお、証拠書類は、当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から 起算して5年を経過する日まで保存しなければならないこととなっております。

#### ②証拠書類と認められる書類

- (ア) 領収書・受取書・振込受領書その他これに類する書類で、支払額・支払年月日・支払者・支払相手方が明確であるものとします。
  - (例) · 領収書
    - 受取書
    - 振込受領書

(支払者が明確でなくとも証拠書類として認められるもの)

- ・レシート
- ・銀行通帳のコピー(通帳から経費の振込を行った場合)
- (イ) しかし、これらが取得できない場合(自動販売機で購入した切符代、自家用車を使用した際の交通費等)には、議員または会派代表者が「支払証明書」(参考様式2参照)で証明することとなります。
- (ウ) なお、複数人で調査研究活動を実施し、経費を一括で支払った場合は、領収 書の正本は1部しか発行されないことから、正本を保管する以外の方は、コピーを保管してください。また、1人分の支出額については参加人数等で割るなどし、その額を領収書または写しに記載してください。

#### (9) 証拠書類の整理方法について

- ①領収書等について
  - (ア) 領収書等の写しは、使途項目ごとに分けて添付してください。
  - (イ) 領収書等の添付様式(参考様式1参照)を利用いただき、収支報告書提出の際には、そのコピーを添付していただければ、整理が容易になると思われます。
  - (ウ) 按分により、領収書等の記載金額と政務調査費充当額が異なる場合は、領収 書等の添付様式に按分率の記載をお願いします。

(具体的な記載方法については記載例 P28~P31 参照)

#### ②支払証明書について

- (ア) 領収書等の写しと同じく、使途項目ごとに分けて作成してください。
- (イ) 支払証明書が必要となる経費の例
  - ・自動販売機で購入した切符代
  - ・自家用車を使用した場合の交通費(ガソリン代)
    - ・回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金
- (ウ) 様式は参考様式2を利用してください。

(具体的な記載方法については記載例 P32 参照)

## (10) 中間審査の実施について

全会派および全議員から提出される証拠書類の写しは、相当量になりますので、 上半期分(4月~9月分)の証拠書類について、事前に中間審査を実施させていた だきます。

審査済みの証拠書類の写しにつきましては、一度お返しいたしますが、年度終了後の収支報告書提出の際には、下半期分(10月~3月分)とあわせて、そのまま提出してください。

## (11) 収支報告書および証拠書類の写しの提出について

## ①必ず写しの提出をお願いします。

収支報告書および証拠書類の写しの提出は、短期間に集中することから、円滑な 事務処理にご協力ください。

## ②期限は厳守願います。

上記①と同様の趣旨ですが、通常、収支報告書および証拠書類の提出は、<u>毎年度</u> 4月末日が期限となっており、5月末日には閲覧を開始するよう定められておりますので、期限厳守にご協力をお願いします。

## (12) 会計帳簿の調製は

会派の経理責任者および議員は、会計帳簿を調製し5年間保存しなければなりません。(規程第7条)

会計帳簿の様式は特に定められていませんが、収支報告書作成の基となるもので、 収入と支出の状況がわかるものを調製してください。

収支報告書は、項目(調査研究費等)毎に報告していただくことから、会計帳簿の整理にあたっては、項目毎に整理し、併せて支出内容(会費、交通費等)を明記しておくと集計がしやすく便利です。

また、支出につきましては、よりわかりやすく整理し、証拠書類との整合も図れるよう、<u>支出整理簿(参考様式3)の作成をお願いします。</u>(具体的な記載方法については記載例 P33, P34 参照)

なお、<u>提出された証拠書類との整合等をチェックさせていただくため、支出整理</u> 簿を事務局に提出願います。(チェック後、支出整理簿はお返しいたします。)

#### (13) 収支報告書の閲覧および情報公開は

条例第 13 条第 2 項および規程第 8 条の規定により、何人も議長に対する閲覧請求により、閲覧することができます。

収支報告書とともに提出していただく証拠書類の写しも閲覧および公開の対象 になります。閲覧・公開にあたっては、滋賀県情報公開条例第6条の非公開情報(個 人情報等)は非公開となります。

<非公開情報の例>

○支払の相手方が個人の場合:支払相手方の氏名、振込先の金融機関名、

口座番号、領収書の印影、住所、電話番号

(事業を営む個人の当該事業に関する情報は法人の場合の取扱と同様となり、氏名等

も基本的に公開となります。)

調査員を雇用している場合の被雇用者氏名

○支払の相手方が法人の場合:領収書の従業員氏名

(振込先の金融機関名、口座番号は、当該債権者が開示すべき相手方を限定するような管理をしている等、開示により当該債権者の正当な利益を害するおそれがあるものについてのみ非公開となります。)

○議員個人の個人情報:金融機関名、口座番号、非公開の電話番号・住所

○その他の個人情報:領収書の支払相手方以外の氏名

(複数議員等で調査活動を行い、領収書が複数議員の連名となっていた場合の、当該議員以外の議員名等)

通常5月31日が閲覧開始日となります。閲覧場所は議会図書室です。

なお、収支報告書等の写しの交付は、滋賀県情報公開条例に基づく請求により、 交付されることとなります。

## (14) 任期満了に伴う改選時の交付等は

4年毎の改選に当たる年度では、4月29日が任期満了となることから4月分と 5月から翌年3月までの11カ月分とを分けて手続きを行う必要があります。

〇4月分

4/上旬:交付決定、請求書提出、振込

4/29:任期満了

5/29: 4月分報告書提出期限

6/頃:返還金振込

6/29: 4月分報告書閲覧開始

○5月~3月分 4/30:会派結成届

5/ 均:交付決定(5~3月分),請求書提出(5,6月分),

振込(5,6月分)

以下例年通り

(\*期日が県の休日にあたる場合はその翌日)

## 6 収支報告書の記入例

様式第8号(第6条関係) \*議員用(会派についてもこれに準じて記入願います。)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

滋賀県議会議長 様

氏名 〇 〇 〇 〇 億

平成〇〇年度政務調査費に係る収支報告について

滋賀県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)に基づき、 別紙1および別紙2のとおり平成〇〇年度政務調査費収支報告書を提出 します。

## (1) 政務調査費の交付額を超える場合

#### 別紙1

## 平成OO年度政務調査費収支報告書

氏名 〇 〇 〇

1 収 入 政務調査費 <u>2,400,053 円</u>(利息 53円 含む)

2 支 出

(単位:円)

項目	支 出 額	備考
調査研究費	876, 540	
研修費	57, 010	
会 議 費	113, 958	
資料作成費	52, 500	
資料購入費	77, 160	
広 報 費	420, 000	
事務所費	120, 000	
事務費	292, 565	
人 件 費	600, 000	
合 計	2, 609, 733	

3	残	余		
			0	円

4 主な支出の内容

別紙2のとおり

#### (2) 残余がある場合

## 別紙1

## 平成OO年度政務調查費収支報告書

氏名 〇 〇 〇

1 収 入 政務調査費 <u>2,400,053 円</u>(利息 53円 含む)

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備考
調査研究費	730, 518	
研 修 費	79, 190	
会 議 費	63, 225	
資料作成費	42, 000	
資料購入費	· 177, 500	
広 報 費	315, 000	
事務所費	180, 000	
事 務 費	308, 551	
人 件 費	360, 000	
合 計	2, 255, 984	

3 残 余

144,069 円 → 返 還

4 主な支出の内容

別紙2のとおり

## (3) 「主な支出の内容」の記入例

別紙 2	
事業項目	主な事業内容
調査研究費	1. 県外調査 ①環境への取組事例および廃棄物処理施設調査(60,000円) 日 程 ○月○日~○月○日 調査場所 ○○県○○市○○施設、○○町○○施設 参 加 者 (会派の場合、参加議員を掲載) 調査目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	②・・・・・・・調査 (32,450円) 日 程 〇月〇日 調査場所 〇〇県〇〇市 〇〇施設 調査目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	<ul> <li>2. 県内調査         <ul> <li>①県内自治体調査、意見交換(12,500円)</li> <li>○月〇日 南部振興局</li> <li>○月〇日 草津市 ○○センター</li> <li>○月〇日 湖北地域振興局、長浜市役所</li> <li>○月〇日 大津市役所</li> </ul> </li> </ul>
	3. 調査研究委託 (315,000円) 委託内容 ・・・・・・・・・・
	日程、調査場所、調査目的等を記入した方が望ましい。     経費については原則実費とする。     ①宿泊費は、社会通念上の範囲内での支出が望ましい。     ②日当については、原則支出はできません。     ③交通費で自家用車利用の場合、ガソリン代、通行料、駐車料が支出できます。     次の経費の支出を充当するのは適しない。     ①挨拶、会食やテープカットだけの出席     例)・JA、漁協、土地改良区等の総会の挨拶だけの出席     ・町内会、老人クラブ、婦人会等の新年会の会食だけの出席     ・県有施設および県道の起工式、竣工式等への出席     ②飲食を主目的とする懇談会への出席     ③議員が他の団体の役職を兼ねていて、その団体の理事会、役員会や総会への出席

事業項目	主 な 事 業 内 容		
研修費	<ul> <li>費 1. 研修会参加         <ul> <li>市町村合併フォーラムへの参加(4,200円)</li> <li>日程○月○日</li> <li>研修場所 大阪市○○会館</li> <li>参加者(会派のみ参加議員を掲載)</li> </ul> </li> <li>・地方財政セミナーへの参加(38,290円)</li> <li>日程○月○日</li> <li>研修場所東京都千代田区○○ホール</li> </ul>		
	1. 日程、研修場所等を記入した方が望ましい。 2. 研修内容等の資料は、各自で保管しておいてください。		
会議費	<ul> <li>1. 地域県政懇話会(88,500円)</li> <li>・地域住民の県政に対する意見、要望を聞くための懇話会開催</li> <li>○月○日 大津市○○ (参加人員35名)</li> <li>○月○日 大津市△△ (参加人員48名)</li> </ul>		
	フ月〇日 大津市×× (参加人員 57名)     1. 日程、場所、参加者数等を記入した方が望ましい。     2. 次の経費の支出を充当するのは適しない。     公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食その他、法令等の制限に抵触する事項に充当することは適さない。     [公職選挙法(第199条の2:公職の候補者等の寄附の禁止)]     選挙区内にある者に対し、寄附が禁止されています。     例・湯茶およびこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物の提供 ・講演会等の集会における食事の提供等		
資料作成費	1. 調査結果を整理し、報告書○○部を印刷、製本。(52,000円)		
資料購入費	1. 書籍(7冊)の購入(15,750円) 2. 新聞(1紙)の購読(45,600円)		

事業項目	主な事業内容			
広 報 費	<ol> <li>広報紙の発行(585,200円)</li> <li>発行日 ○月○日、○月○日(計2回)</li> <li>発行部数 各 25,000 部</li> <li>配付方法 各新聞折込を行った。</li> <li>ホームページの開設管理委託(157,500円)</li> </ol>			
事務所費	1. 調査研究のために事務所の借上 (300,000 円) 賃貸料 50,000 円×12 カ月×1/2 (按分) =300,000 円			
	1. 後援会事務所等と兼用で使用している場合、按分等により調査研究活動のための利用を分ける必要があります。 2. 次の経費の支出を充当するのは適しない。 事務所の購入等、資産形成となるようなもの			
事務費	1. 事務用品の購入 ・プリンターインク、コピー用紙 1/2 (按分) 13,750円 ・その他事務用品 1/2 (按分) 2,350円  2. 備品購入 ・パソコン 1/2 (按分) 89,000円  3. 通信費			
	・電話代 1/2 (按分) 26,875 円 ・郵送料 12,550 円 1. 次の経費の支出に充当するのは適しない。 資産形成となるようなもの 例)高級応接セット、絵画、書、自動車 等			
人 件 費	1. 調査研究事務職員の雇用 (600,000円) 雇用期間 平成○年4月1日から平成○年3月31日まで 契約額等 100,000円×12カ月×1/2 (按分) =600,000円 後援会事務所の職員を兼務しているため2分の1 を政務調査費として充当した。			

## 7 領収書等の添付様式の記入例

<領収書等添付例 1>

交通費および宿泊料の支出証拠書類と して振込受領書を添付する場合の例

(参考様式1)

該当する使途項目に〇をする。

領収書等の添付様式

に調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務所費・事務費・人件費 使途項目 整理番号 (3),₄ 領収書その他の証拠書類の添付欄 支出整理簿の整理番号 と同じ番号とする。 × × 銀 行 お取引日 お取引内容 店番号 お振込 111-11 00-00-00 銀行番号 取引店 口座番号 支払金額 取扱番号 お取扱金種 硬貨合計 千円 万円 2222 007 005 ¥500円 手数料 お取引時刻 お取引金額 振込手数料も政務調査費 10:00 ¥75,500 ¥420**◆** から支出できます。 お取引後残高 釣銭 ¥Ο 振込受領書 口口銀行 □□支店 振込先が個人の場合は、 普通 No.1234567 ◆ 閲覧・情報公開において 様 受取人 **カ)**ΔΔΔΔΔ 氏名、銀行名、口座番号 依頼人 000000 様 は非公開となります。 連絡先 077-×××-××× 領収書等の金額のうち、政務調査費と して支出する額を記載してください。 事業名、使途および内容等 環境への取組事例および廃棄物処理施設の調査にかかる交通費および宿泊料 (〇〇県ムム市 2泊3日) 按分による支出の場合の記載事項 按分の率 75,920〕円 政務調査費として支出する額

- (注)1 領収書等は、この様式に添付してください。
  - 2 政務調査活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
  - 3 添付した領収書等の金額のうち、政務調査費として支出する額を記載してください。

#### <領収書等添付例 2>

該当する使途項目に〇をする。

調査研究事務員の給与の支出証拠書類 として給与支払明細書を添付する場合 の例

(参考様式1)

## 領収書等の添付様式

使途項目 調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務所費・事務費(人件費 整理番号 (12) 🚤 領収書その他の証拠書類の添付欄 支出整理簿の整理番号 と同じ番号とする。 給与支払明細書 平成〇年4月分 手当 控除 氏名 給料 支給額計 受領印 △手当│ △手当 手当計 社保  $\Delta\Delta$ 控除計 控除額 印 0000  $\times \times$ x x100,000円 ХX  $\times \times$ XXхх ХX хх 氏名および受領印の個人情報は、閲覧・情報公開において非公開となります。 領収書等の金額のうち、政務調査費と して支出する額を記載してください。 事務員が政務調査活動以外の業務を (100,000円×50/100 = 50,000) 兼務している場合、政務調査活動の 事業名、 占める割合(按分率)を記載する。 調査研究事務員給与(平成〇年4月分) €50/100 🕥 按分による支出の場合の記載事項 按分の率 政務調査費として支出する額 ▶ 🤇 50,000 円

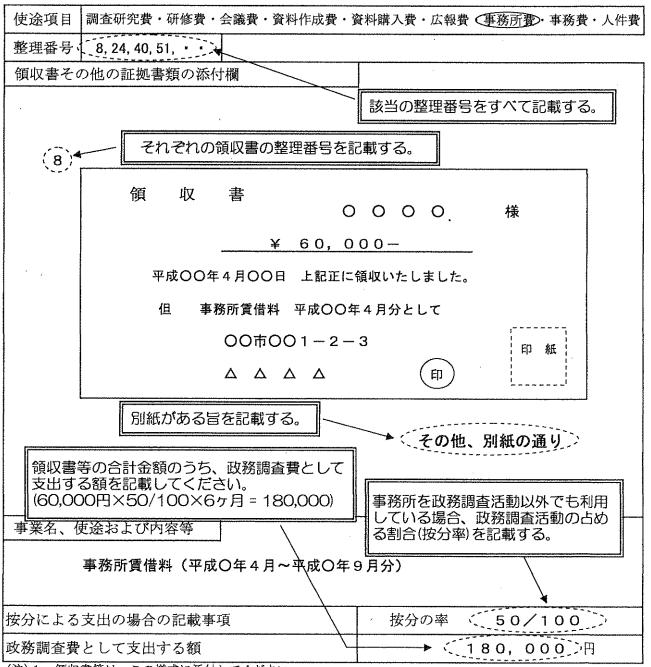
- (注)1 領収書等は、この様式に添付してください。
  - 2 政務調査活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
  - 3 添付した領収書等の金額のうち、政務調査費として支出する額を記載してください。

毎月定例的な支出があるもの(事務所費・事務費・人件費等)や、1つの調査活動 について、同一の使途項目の領収書等が複数あるものについては、領収書を連続して 添付することも可とします。

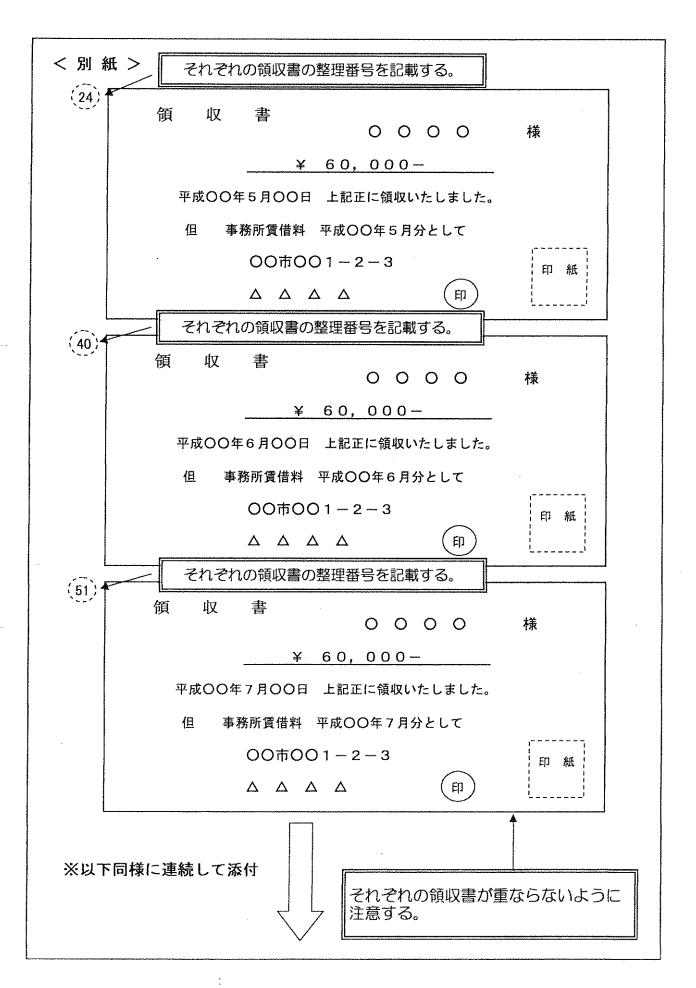
> <領収書等添付例 3> 事務所賃借料の領収書(6ヶ月分)を 連続して添付する場合の例

(参考様式1)

## 領収書等の添付様式



- (注)1 領収書等は、この様式に添付してください。
  - 2 政務調査活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
  - 3 添付した領収書等の金額のうち、政務調査費として支出する額を記載してください。



## 8 支払証明書の記入例

#### (参考様式2)

## 支払証明書 (例)

支払証明書は使途項目ごとに作成し、該当項目に〇をする。

使途項目(調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務所費・事務費・人件費

<del></del>				
支払年月日	支払額	支払先	使途および内容	備考
HO. O. O	30,000円	JR西日本, JR東日本	〇〇講演会参加鉄道料金 (大津~東京往復)	
HO. O. O	3,000円		〇〇調査ガソリン代 (大津~彦根市□□往復)	150km×20円/km'
HO. O. O	640円	JR西日本	〇〇調査鉄道料金 (大津~××往復)	
HO. O. O	300円	滋賀県道路公社	〇〇調査近江大橋通行料(回数券) (大津~草津往復)	
HO. O. O	10,000円	△△協会	△△勉強会参加負担金 /	/ 領収書の交付なし
	↑ 円		/	
	円		ガソリン代は1kmあたり20 備考欄に算定を記入する。	)円で計算し、
	この支出についる E明書の作成がJ	て、領収書等がないも 必要です。	るのは、	
	円			
	円			
計	43, 940円			

上記のとおり相違ないことを証明します。

	平成〇〇年	3月	] 3	3 1 F	Ξ.	
個人報告分は議員本人、会派報告	氏 名	0	0	0	0	印
分は会派代表者により、証明いた だくこととなります。	会派名					)
	代表者名	0	0	0	0	即丿

- (注)1 支払証明書は、使途項目ごとに作成してください。
  - 2 ガソリン代につきましては、1kmあたり20円で計算し、その算定を備考欄に記入してください。
  - 3 按分により政務調査費の支出を行った場合は、備考欄に支払総額および按分の割合を記入してください。

## 9 支出整理簿の記入例

#### (参考様式3)

## 支出整理簿(例1)

支出整理簿は使途項目ごとに作成し、 該当項目にOをする。

使途項目 調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務所費・事務費・人件費

整理番号	支出年月日	支出金額		摘要				
3	но. о. о	60, 000円		環境問題調査(〇〇県)交通費、宿泊費等				
8	HO. O. O	12, 500円		災害復興状況調査(△△県)交通費等				
	HO. O. O	2, 700円		市町合併に関する調査交通費 支払証明書により証明				
			、 円	1				
			円					
			円	──証拠書類が「支払証明書」の支出				
			田					
		اع	文務調:	等により領収書等の額面の金額 務調査費充当額が異なる場合 政務調査費充当額を記入する。				
		<u> </u>	円					
領収書等の添付様式の整理番号と同じ番号とする。 証拠書類が「支払証明書」の支出にあっては、整理番号 欄は「一」とする。								
			П					
			円					
·			円					
計		876, 5	540円	▼ 収支報告書の支出額と一致 する。				

- (注)1 支出整理簿は、使途項目ごとに作成してください。
  - 2 使途項目ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
  - 3 整理番号の欄は、領収書等の添付様式(参考様式1)の整理番号と同じ番号として下さい。
  - 4 証拠書類が「支払証明書」(参考様式2)の支出にあたっては、整理番号欄は「一」としてください。
  - 5 支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務調査費充当額が異なる場合は、政務調査 費充当額を記入してください。

#### (参考様式3)

## 支 出 整 理 簿 (例2)

支出整理簿は使途項目ごとに作成し、 該当項目にOをする。

使途項目 調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務所費・事務費 人件費

整理番号	支出年月日	支出金額		摘要
12	HO. O. O	50,000円		調査研究事務員給与(平成〇年4月分)
19	HO. O. O	50,000円		調査研究事務員給与(平成〇年5月分)
28	нО. О. О	50,	000円	調査研究事務員給与(平成〇年6月分)
•		,	円	1
			円	証拠書類が「支払証明書」の支出
			円	にあっては、摘要欄に「支払証明 書により証明」と記載する。
		<b>1</b>	円	
		しと政務調査		より領収書等の額面の金額 査費充当額が異なる場合 調査費充当額を記入する。
		<u> </u>	円	
証拠書類:	の添付様式の整理番号 が「支払証明書」の支 」とする。			番号
			円	
			円	<u> </u>
			円	
			円	
<b>1</b>		600,	000円	・収支報告書の支出額と一致する。

- (注)1 支出整理簿は、使途項目ごとに作成してください。
  - 2 使途項目ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
  - 3 整理番号の欄は、領収書等の添付様式(参考様式1)の整理番号と同じ番号として下さい。
  - 4 証拠書類が「支払証明書」(参考様式2)の支出にあたっては、整理番号欄は「一」としてください。
  - 5 支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務調査費充当額が異なる場合は、政務調査 費充当額を記入してください。

# [付]

# 各届出等様式

会派結成届(第1号)	3 6
会派異動届(第2号)	3 7
会派解散届(第3号)	3 8
会派および議員の通知(第4号)	3 9
請求書・会派(第5号)	4 0
請求書・議員(第6号)	4 1
収支報告書・会派(第7号)	4 2
収支報告書・議員(第8号)	4 5
領収書等の添付様式(参考様式1)	4 8
支払証明書(参考様式2)	4 9
支出整理簿(参考様式3)	5 0
滋賀県政務調査費の交付に関する条例	5 1
滋賀県政務調査費の交付に関する規程	5 3
地方自治法(抄)・公職選挙法(抄)	5 4

年 月 日

滋賀県議会議長 様

会派名 代表者

1

### 会派結成届

滋賀県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、 下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務調査費経理責任者の氏名
- 4 政務調査費の配分額(1人当たり月額)

会 派

円

所属議員

円

- 5 所属議員数
- 6 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

滋賀県議会議長様

会派名 代表者

 $\bigcirc$ 

## 会派異動届

滋賀県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、 下記のとおり届け出ます。

- 1 異動年月日
- 2 異動内容

区 分	新		旧	
会派の名称				
代表者の氏名				
政務調査費				
経理責任者の				
氏名				
政務調査費の	会 派	円	会 派	円
配分額(1人				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
当たり月額)	所属議員	円	所属議員	円
所属議員数				
異動のあった	(新たに所属した諸	<b>員</b> 氏	(所属議員でなく	くなった
所属議員氏名	名)		議員氏名)	Approximate of the second

滋賀県議会議長 様

会派名 代表者

1

会派解散届

滋賀県政務調査費の交付に関する条例第5条第3項の規定により、 下記のとおり届け出ます。

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

滋賀県知事 様

滋賀県議会議長

政務調査費の交付を受けようとする 会派および議員について

滋賀県政務調査費の交付に関する条例第6条の規定により、政務 調査費の交付を受けようとする会派および議員について下記のとお り通知します。

- 1 会派について 別紙会派結成(異動、解散)届のとおり
- 2 議員について 別紙議員名簿のとおり

滋賀県知事 様

会派名 代表者

(

### 年度政務調查費請求書

滋賀県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項(第3項、第4項) の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。

- 1 金
   円

   ただし、年
   月分~年
   月分(所属議員数 名)

   (年月分(所属議員数 名))
- 2 所属議員氏名

滋賀県知事 様

氏名

### 年度政務調查費請求書

滋賀県政務調査費の交付に関する条例第8条第1項(第3項)の規定 により、下記のとおり政務調査費を請求します。

記

1 金 円

ただし、 年 月分~ 年 月分 ( 年 月分)

滋賀県議会議長 様

会派名 代表者

年度政務調査費に係る収支報告について

滋賀県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第2項)に基づき、 別紙1および別紙2のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

				Ś	年度	攻務調金	查費収支韓	设告書	Ĭ.	
				ì,		:	会派名			
1	収	入								
		政務調查	查費		<del></del>	··········	円			
2	支	出								
								(単位	立:円)	
		項	E	支	出	額	備	*****	考	
		調査研究	究費							
		研 修	費							
		会 議	費							
		資料作用								
		資料購	入費				ı			
		広 報	費		,			TTTP-PARTET AND PROPERTIES.		
		事 務	費							
		人件	費							
		合	計							
	残	余								
,	124	`````\	***************************************			円				
	主な	:支出の内	可容							
	王な	で文出の内	可容							

別紙2

4	業	項	Ħ	主	な	#	業	内	容
the same and									
**************************************									
A TOTAL OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TO THE PERSON NAMED IN COLUM									
4									
Treat of the contract of the c							-		
							·		

(注)「事業項目」欄には、使途基準(別表第1)の左欄の項目(「調査研究費」、「研修費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「広報費」、「事務費」または「人件費」)を記載すること。

「主な事業内容」の欄には、政務調査費の使途内容を具体的に記載すること。

滋賀県議会議長 様

氏名

1

年度政務調査費に係る収支報告について

滋賀県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)に基づき、 別紙1および別紙2のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

## 年度政務調査費収支報告書

氏名

1	収	入 政務調査費				円	
2	支	出					(単位:円)
		項 目	支	出	額	備	考
		調査研究費					
		研 修 費					
		会議費					
	٠	資料作成費					
		資料購入費					
		広 報 費					
		事務所費					
		事 務 費					
		人 件 費					
		\ _=1					

3	残	余	
			Į.

4 主な支出の内容

別紙2のとおり

### 別紙2

事	業	項			Ì	な	事	業	内	容		
												**************************************
THE STATE OF THE S												
			And the second s									
												***************************************
												***************************************
			1									
			Account to the second s									***************************************

(注)「事業項目」欄には、使途基準(別表第2)の左欄の項目(「調査研究費」、「研修費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「広報費」、「事務所費」、「事務費」 または「人件費」)を記載すること。

「主な事業内容」の欄には、政務調査費の使途内容を具体的に記載すること。

# 領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・	研修費・会議	費・資料作成費	・資料購入費・	広報費·	事務所費·	事務費·	人件費
整理番号								
領収書その	の他の証拠書	類の添付欄						
			•					
·	,	•						
								-
					•			
						•		
								J.
								1
								***************************************
事業名、個	<b>吏途および内</b> 9	容等						
I.L. ex		and the second second						
	る支出の場合の			按分页	)率			
政務調查	として支出 を出すない	する額の数据を					円	

- (注)1 領収書等は、この様式に添付してください。
  - 2 政務調査活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
  - 3 添付した領収書等の金額のうち、政務調査費として支出する額を記載してください。

#### (参考様式2)

# 支払証明書

使途項目 調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務所費・事務費・人件費

支払年月日	支払額	支払先	使途および内容	備考
	P			D)13
	H			
	円			
	円			
,	円			
	円			
	円			
	P			
	Э			
	円			
	H			
	円			
	円			
	円			
計	П	The second secon		-

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

 氏名
 印

 会派名
 印

 代表者名
 印

- (注)1 支払証明書は、使途項目ごとに作成してください。
  - 2 ガソリン代につきましては、 $1 \, \mathrm{km}$ あたり  $2 \, \mathrm{O}$  円で計算し、その算定を備考欄に記入してください。
  - 3 按分により政務調査費の支出を行った場合は、備考欄に支払総額および按分の割合を記入してください。

#### (参考様式3)

## 支出整理簿

使途項目 調査研究費・研修費・会議費・資料作成費・資料購入費・広報費・事務所費・事務費・人件費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要
		円	
		Щ	
		H	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		Н	
		円	
		円	
		円	
計		円	

- (注)1 支出整理簿は、使途項目ごとに作成してください。
  - 2 使途項目ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
  - 3 整理番号の欄は、領収書等の添付様式(参考様式1)の整理番号と同じ番号として下さい。
  - 4 証拠書類が「支払証明書」(参考様式2)の支出にあたっては、整理番号欄は「一」としてください。
  - 5 支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務調査費充当額が異なる場合は、政務調査費充当額を記入してください。

### 滋賀県政務調査費の交付に関する条例

平成13年3月28日

滋賀県条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項の規定による政務調査費の交付ならびに同条第15項の規定による政務調査費に係る収入および支出の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(平14条例44·平20条例78·一部改正)

(政務調査費の交付対象)

- 第2条 政務調査費は、滋賀県議会の議員(以下「議員」という。)の調査研究に資するため必要な経費の一部として、滋賀県議会の会派(2人以上の議員により構成されるものをいい、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第2項に規定する政党に所属する議員1人により構成され、かつ、当該政党の名称をその呼称として用い、または表示するもの(議会において当該議員以外に当該政党に所属する議員がいる場合を除く。)を含む。以下同じ。)および議員に対し、交付する。(会派および会派に所属する議員に係る政務調査費)
- 第3条 会派および会派に所属する議員(月の初日 に会派に所属している者に限る。以下「所属議員」 という。)に係る政務調査費の総額は、所属議員 1人当たり月額30万円とする。
- 2 会派は、前項に規定する所属議員1人当たりの 月額を会派に配分する額と所属議員に配分する額 に一律に区分するものとする。
- 3 会派に係る政務調査費は、前項の規定により会派に配分する額として区分した額に所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。
- 4 所属議員に係る政務調査費は、第2項の規定に より所属議員に配分する額として区分した額を所 属議員に対し交付する。
- 5 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡もしくは除名、議員の所属会派からの脱会もしくは除名または議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の第1項に規定する政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、または会派が解散した場合も同様とする。
- 6 第3項に規定する所属議員の数の計算について は、同一議員について重複して行うことができな い。

(平20条例79・全改)

(会派に所属しない議員に係る政務調査費)

第4条 会派に所属しない議員(月の初日に会派に 所属していない者に限る。以下この条において同 じ。)に係る政務調査費は、議員1人当たり月額 20万円とし、当該議員に対し交付する。 2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡もしくは除名、議員の所属会派への入会または議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の前項に規定する政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(平 20 条例 79·全改)

(会派の届出)

- 第5条 議員が会派を結成したときは、代表者および政務調査費経理責任者ならびに第3条第2項に規定する会派に配分する額および所属議員に配分する額を定め、当該会派の代表者は、別に定める様式による会派結成届を滋賀県議会の議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。
- 2 会派結成届の内容に異動が生じたときは、当該 会派の代表者は、別に定める様式による会派異動 届を議長に提出しなければならない。
- 3 会派を解散したときは、当該会派の代表者は、 別に定める様式による会派解散届を議長に提出し なければならない。

(平20条例79・一部改正)

(会派等の通知)

- 第6条 議長は、前条第1項の規定により会派結成 届のあった会派および政務調査費の交付を受ける 議員について、毎年4月5日までに、別に定める 様式により知事に通知しなければならない。
- 2 議長は、年度の途中において、会派結成届、会派異動届もしくは会派解散届が提出されたとき、または議員の異動が生じたときは、速やかに別に定める様式により知事に通知しなければならない。(政務調査費の交付決定)
- 第7条 知事は、前条の規定による通知を受けた会派および議員について、政務調査費の交付の決定を行い、当該会派の代表者および議員に通知しなければならない。

(政務調査費の請求および交付)

- 第8条 会派の代表者および議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その翌日)までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による請求があったときは、 速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、または一般選挙もしくは補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充または再選挙による場合を含む。)は、知事は、会派結成届が提出された日または任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、当月)分以降の当該一四半期に係る政務調査費を当該会派または当選議員に対し、その請求により交付するもの

とする。

- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に 異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月 の翌月(その日が月の初日であるときは、当月) の末日までに、当該会派に既に交付した政務調査 費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した 政務調査費の額を下回るときは知事は当該下回る 額を追加して当該会派に対しその請求により交付 し、当該会派に既に交付した額が異動後の所属議 員数に基づいて算定した政務調査費の額を上回る ときは当該会派の代表者は当該上回る額を返還し なければならない。
- 5 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、当月)分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。
- 6 議員は、一四半期の途中に辞職、失職、死亡も しくは除名または議会の解散により議員でなくな ったときは、議員でなくなった日の属する月の翌 月(その日が月の初日であるときは、当月)分以降 の政務調査費を速やかに返還しなければならない。
- 7 知事は、前3項の規定の適用がある場合には、 会派または議員に対し、返還を命ずることができる。

(政務調査費の使途)

- 第9条 会派および議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。 (収支報告書)
- 第10条 会派の代表者および議員は、政務調査費に 係る収入および支出の報告書(以下「収支報告書」 という。)を、別に定める様式により年度の終了 日の翌日から起算して30日以内に議長に提出し なければならない。
- 2 会派の代表者は、会派が消滅したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別に定める様式により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員は、任期満了、辞職、失職もしくは除名または議会の解散により議員でなくなったときは、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別に定める様式により議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 4 前3項の収支報告書には、政務調査費による支 出に係る領収書その他証拠書類の写し(以下「証 拠書類の写し」という。)を添付しなければなら ない。

(平17条例131・平20条例79・一部改正)

(議長の調査)

- 第11条 議長は、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行うものとする。 (政務調査費の返還)
- 第12条 会派または議員は、その年度において交付

- を受けた政務調査費の総額から、当該会派または 議員がその年度において行った政務調査費による 支出(第9条に規定する使途基準に従って行った 支出をいう。)の総額を控除して残余があるとき は、当該残余の額に相当する額を速やかに返還し なければならない。
- 2 知事は、前項の規定の適用がある場合には、会派または議員に対し、返還を命ずることができる。 (収支報告書等の保存および閲覧)
- 第13条 第10条の規定により提出された収支報告書および証拠書類の写し(以下「収支報告書等」という。)は、議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- 3 議長は、前項の規定に基づく請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、 滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113 号)第6条の非公開情報を除き、閲覧に供するも のとする。

(平17条例131・一部改正)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付ならびに政務調査費に係る収入および支出の報告に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

付 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成 14 年条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年条例第131号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条および第13条の規定は、この 条例の施行の日以後に交付する政務調査費につい て適用し、同日前に交付する政務調査費ついては、 なお従前の例による。

付 則(平成20年条例第78号)

- この条例は、公布の日から施行する。
  - 付 則(平成 20 年条例第79号)
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条の規定は、この条例の施行の日 以後に交付する政務調査費について適用し、同日 前に交付する政務調査費ついては、なお従前の例 による。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の第5条第1項の規定に基づき提出されている会派結成届(以下「旧会派結成届」という。)は、改正後の第5条第1項の規定に基づき提出された会派結成届とみなす。この場合において、旧会派結成届を提出した会派の代表者は、改正後の第3条第2項に規定する会派に配分する額および所属議員に配分する額を定め、この条例の施行の日から3日以内に 滋賀県議会の議長に書面によりこれらを届け出なければならない。

### 地方自治法(抄)

(調査権、出頭証言及び記録の提出請求、刊行物の 送付、図書室等)

#### 第100条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない
- 15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員 は、条例の定めるところにより、当該政務調査費 に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するも のとする。

### 公職選挙法(抄)

(公職の候補者等の寄附の禁止)

- 第199条の2 公職の候補者又は公職の候補者とな ろうとする者(公職にある者を含む。以下この条 において「公職の候補者等」という。)は、当該 選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域。 以下この条において同じ。)内にある者に対し、 いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をして はならない。ただし、政党その他の政治団体若し くはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対 してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治 上の主義又は施策を普及するために行う講習会そ の他の政治教育のための集会(参加者に対して饗 応接待(通常用いられる程度の食事の提供を除 く。)が行われるようなもの、当該選挙区外にお いて行われるもの及び第百九十九条の五第四項各 号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める 期間内に行われるものを除く。以下この条におい て同じ。) に関し必要やむを得ない実費の補償(食 事についての実費の補償を除く。以下この条にお いて同じ。)としてする場合は、この限りでない。
- 2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙 区内にある者に対する寄附については、当該公職 の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてす るを問わず、これをしてはならない。ただし、当 該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当 該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を

- 普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りでない。
- 3 何人も、公職の候補者等に対して、当該選挙区 内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求して はならない。ただし、政党その他の政治団体若し くはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対 する寄附を勧誘し、又は要求する場合及び当該公 職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及 するために行う講習会その他の政治教育のための 集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてす る寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限り でない。
- 4 何人も、公職の候補者等を寄附の名義人とする 当該選挙区内にある者に対する寄附については、 当該公職の候補者等以外の者に対して、これを勧 誘し、又は要求してはならない。ただし、当該公 職の候補者等の親族に対する寄附を勧誘し、又は 要求する場合及び当該公職の候補者等が専ら政治 上の主義又は施策を普及するために行う講習会そ の他の政治教育のための集会に関し必要やむを得 ない実費の補償としてする寄附を勧誘し、又は要 求する場合は、この限りでない。

### 滋賀県政務調査費の交付に関する規程

平成13年3月28日 滋賀県議会告示第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、滋賀県政務調査費の交付に関する条例(平成13年滋賀県条例第37号。以下「条例」という。)に基づく政務調査費の交付ならびに政務調査費に係る収入および支出の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

- 第2条 条例第5条第1項の会派結成届は、別記様 式第1号によるものとする。
- 2 条例第5条第2項の会派異動届は、別記様式第 2号によるものとする。
- 3 条例第5条第3項の会派解散届は、別記様式第3号によるものとする。(会派および議員の通知)
- 第3条 条例第6条第1項または第2項の規定による通知は、別記様式第4号によるものとする。 (政務調査費の請求)
- 第4条 条例第8条の規定による請求は、会派に係るものにあっては別記様式第5号により、議員に係るものにあっては別記様式第6号によるものとする。

(政務調査費の使途基準)

第5条 条例第9条の使途基準は、会派に係る政務 調査費にあっては別表第1のとおりとし、議員に 係る政務調査費にあっては別表第2のとおりとす る。

(収支報告書)

- 第6条 条例第10条に規定する収支報告書は、会派 に係るものにあっては別記様式第7号により、議 員に係るものにあっては別記様式第8号によるも のとする。
- 2 滋賀県議会の議長(以下「議長」という。)は、 条例第10条の規定により提出された収支報告書 および証拠書類の写し(以下「収支報告書等」と いう。)の写しを、速やかに知事に送付するもの とする。

(平18議会告示1・一部改正)

(証拠書類等の整理保管)

- 第7条 会派の政務調査費経理責任者および議員は、 政務調査費の収入および支出について、会計帳簿 を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書 類等を整理保管し、これらを当該政務調査費の収 支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5 年を経過する日まで保存しなければならない。 (収支報告書等の閲覧)
- 第8条 条例第13条第2項の規定による収支報告 書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日からすることができる。
- 2 条例第13条第2項の規定による収支報告書等

- の閲覧は、議長が指定する場所で、滋賀県の休日 を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1 条第1項に規定する県の休日以外の日の午前9時 から午後5時までの間にしなければならない。
- 3 収支報告書等は、前項の場所以外の場所に持ち 出すことができない。
- 4 収支報告書等は、丁重に取り扱わなければならず、かつ、破損、汚損または加筆等の行為をしてはならない。
- 5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、条例第13条第2項 の規定による収支報告書等の閲覧に関し必要な事 項は、議長が定める。

(平18 議会告示1·一部改正)

#### 付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。 付 **則** 

- この告示は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 改正後の滋賀県政務調査費の交付に関する規程 の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政 務調査費について適用し、同日前に交付する政務 調査費については、なお従前の例による。

#### 付 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。